子 発 0221 第 6 号 障 発 0221 第 1 号 令和 2 年 2 月 21 日

名 描 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略 )

「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について

児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いている。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもある。こうしたことを踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)において、体罰が許されないものであることが法定化され、本年4月から施行される。

このため、昨年9月に子ども家庭局長の下で「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、議論を行ってきた。本年2月18日には、本検討会において、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめた(とりまとめの内容は別添参照)。

このとりまとめは、保護者を罰したり、追い込んだりすることが目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等に読んでいただくことを想定している。各地方自治体においては、内容を御了知いただくとともに、本とりまとめの内容について、具体的な相談窓口や支援内容も併せて広く周知・啓発いただくようお願いする。加えて、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いする。

また、児童相談所長、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親

に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

なお、現在、本とりまとめの内容について、国民に分かりやすく周知・啓発をするためのポスター、リーフレット等を作成しているところであり、これらは完成し次第、別途送付する予定である。

## (参照条文)

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)(抄)【令和 2 年 4 月 1 日時 点】

(親権の行使に関する配慮等)

- 第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為<u>により当該児童を懲戒してはならず</u>、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 (略)
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)【令和2年4月1日時点】第33条の2 (略)
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③•④ (略)

## 第47条 (略)

- ② (略)
- ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ④•⑤ (略)